

原子力発第07023号  
平成19年 4月23日

愛媛県知事  
加戸守行 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 常盤 百樹

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応  
に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について、経済産業省から平成19年4月20日付けで別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条4項に基づきご報告いたします。

敬 具

# 経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

四国電力株式会社

取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について  
(注意喚起及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果によれば、原子炉等規制法又は電気事業法の安全確保のための規制以外の法令の定めに対する抵触が見られたところである。ついては、このような法令への抵触を再び起こすことのないよう、法令遵守のための十分な取り組みを行うよう注意喚起する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

## 記

### 1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起これないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイパー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。  
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取り組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと。
- (8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

## 2. 水力・火力分野

- (1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起これないようにすること。

- (2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
- (3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。